

主な意見	国土交通省の考え方
1. 新たな経過措置の適用条件について ◇ 経過措置の適用条件としている(1)並びに(2)について、その計画を明示することが可能な場合には、計画の履行が明白であることを追加し、計画実行を安易に回避できないようにすべきである。 ◇ 適用条件に「自動車交通量が少ない道路であること。」とありますが、1日の通過台数等を決めないと曖昧になってしまうと思う。 ◇ 当該措置を行う際には放置自転車や違法駐停車車両等への十分な対策が既に講じられ、以後もその状態を維持できる事を条件とすることを盛り込むべきである。	
2. デバイス(ハンプ)の設置について ◇ 歩行者の安全確保の手法として、ハンプがあげられているが、特に住宅密集地におけるハンプ設置については、騒音・振動による沿道への影響が大きいため、その点を十分注意した上で設置するよう、記述を追加するべきである。	
3. 歩車道非分離の道路における歩行者の通行空間について ◇ 歩道と車道を分離しない場合の対策として舗装パターンの違いにより歩行空間として明確化することは、事故が起こった際に、歩道扱いにするかなど扱いが難しいのではないかと。	
4. 道路整備以外の対応について ◇ 歩車道非分離道路の走行車両の速度制限を主要地方道すべてに適用し実施すべきと考えます。建築物が連担している道路では、拡幅に時間を要するが、車両速度規制はすぐに実施できると思います。	

上記のほかに、適用条件を設定することやバリアフリー化された道路の整備に対して賛同の意見を2件いただいています。

また、その他に13件の意見をいただきましたが、ガイドラインの検討に関する意見として参考とさせていただきます。